

(第1条関係)寒川町事務決裁規程新旧対照表

現行						改正案					
～略～						～略～					
別表第1(第4条、第5条関係)						別表第1(第4条、第5条関係)					
決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要	決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要
会議	附属機関	特に重要な諮問事項の決定	1 特に重要な諮問事項以外の事項の決定			会議	附属機関	特に重要な諮問事項の決定	1 特に重要な諮問事項以外の事項の決定		
	全庁会議	招集、案件決定	2 招集				経営戦略会議、部長会議	招集、案件決定			
	関係調整会議			招集、案件決定			経営戦略調整			招集、案件	

	庶務 会議				招 集、 案 件 決 定	
事 務 引 継 ぎ	副 町 長	部 長、 担 当 参 事、 会 計 管 理 者	参 事、 課 長	専 任 主 幹、 主 幹 以 下		
(略)						
～略～						

会 議				決 定	
部 内 戦 略 会 議			招 集、 案 件 決 定		
庶 務 会 議				招 集、 案 件 決 定	
事 務 引 継 ぎ	副 町 長	部 長、 担 当 参 事、 会 計 管 理 者	参 事、 課 長	専 任 主 幹、 主 幹 以 下	
(略)					
～略～					

(第2条関係)寒川町タブレット端末機の管理等に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～	～略～
<p>(貸出し)</p> <p>第7条 総務課長は、次に掲げる職員（被貸与者を除く。）にタブレット端末機の貸出しを行うことができる。</p> <p>(1) 議会の会議、<u>全庁会議又は関係課調整会議（寒川町庁議規程（平成13年寒川町訓令第3号）第2条に規定する全庁会議及び関係課調整会議をいう。）</u>、審議会等（寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（平成21年寒川町規則第18号）第2条に規定する審議会等をいう。）の会議その他これらに類するもの（タブレット端末機の使用を認めているものに限</p>	<p>(貸出し)</p> <p>第7条 総務課長は、次に掲げる職員（被貸与者を除く。）にタブレット端末機の貸出しを行うことができる。</p> <p>(1) 議会の会議、<u>寒川町庁議規程（平成13年寒川町訓令第3号）第2条各号に掲げる庁議</u></p> <p>_____、審議会等（寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（平成21年寒川町規則第18号）第2条に規定する審議会等をいう。）の会議その他これらに類するもの（タブレット端末機の使用を認めているものに限</p>

る。)に出席する職員 (2)～(4) (略) 2～4 (略) ～略～	る。)に出席する職員 (2)～(4) (略) 2～4 (略) ～略～
---	---

(改正附則)

現行	改正案
	この訓令は、公表の日から施行する。